

<p style="text-align: center;">改正案 (下線部は追加・修正される部分)</p>	<p style="text-align: center;">現行規約 (下線部は削除される部分)</p>
<p>第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 この会は、子どもたちを放射能から守る福島ネットワークと称する。 略称：<u>子ども福島ネット</u></p> <p>(事務所) 第2条 この会は、主たる事務所を福島県内に置く。</p> <p>第2章 目的及び活動</p> <p>(目的) 第3条 この会は、あらゆる活動を通じて福島の子どもたちを放射能から守ることを目的とし、その実現のために様々な立場を超えて繋がり合い、協力し合う。</p> <p>(活動)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 この会は、子どもたちを放射能から守る福島ネットワークと称する。 略称：子ども福島</p> <p>(事務所) 第2条 この会は、主たる事務所を福島県内に置く。</p> <p>第2章 目的及び活動</p> <p>(目的) 第3条 この会は、あらゆる活動を通じて福島の子どもたちを放射能から守ることを目的とし、その実現のために様々な立場を超えて繋がり合い、協力し合う。</p> <p>(活動)</p>

<p style="text-align: center;">改正案 (下線部は追加・修正される部分)</p>	<p style="text-align: center;">現行規約 (下線部は削除される部分)</p>
<p>第4条 この会は、第3条の目的を達成するために、<u>非暴力を原則として</u>あらゆる活動を行う。</p> <p><u>2 この会は、政治・宗教・企業などあらゆる団体からの独立を原則とする。</u></p> <p>第3章 会員</p> <p>(種別)</p> <p>第5条 この会の会員は、次の2種とする。</p> <p>(1) 正会員 この会の目的に賛同する、福島県民(福島県外に避難した者を含む)。</p> <p>(2) 準会員 この会の目的に賛同する、すべての<u>個人</u>。</p> <p>(入会)</p> <p>第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。</p> <p>2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込み書により、申し込むものとし、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。</p> <p>3 前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面</p>	<p>第4条 この会は、第3条の目的を達成するために、あらゆる活動を行う。</p> <p>第3章 会員</p> <p>(種別)</p> <p>第5条 この会の会員は、次の2種とする。</p> <p>(1) 正会員 この会の目的に賛同する、福島県民。(福島県外に避難した者を含む)。</p> <p>(2) 準会員 この会の目的に賛同し、<u>活動ならびに運営を行う</u>すべての人、<u>団体</u>。</p> <p>(入会)</p> <p>第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。</p> <p>2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込み書により、申し込むものとし、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。</p> <p>3 前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書</p>

<p style="text-align: center;">改正案 (下線部は追加・修正される部分)</p>	<p style="text-align: center;">現行規約 (下線部は削除される部分)</p>
<p>をもって本人にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(会費) 第7条 会費については総会の議決により決定する。</p> <p>(会員資格の喪失) 第8条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1) 退会届の提出をしたとき。 (2) 本人が死亡し、又は団体が消滅したとき。 (3) 除名されたとき。</p> <p>(退会) 第9条 会員は、<u>共同</u>代表が別に定める退会届を<u>共同</u>代表に提出して、任意に退会することができる。</p> <p>(除名) 第10条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会出席者の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。 この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければ</p>	<p>面をもって本人にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(会費) 第7条 会費については総会の議決により決定する。</p> <p>(会員資格の喪失) 第8条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1) 退会届の提出をしたとき。 (2) 本人が死亡し、又は団体が消滅したとき。 (3) 除名されたとき。</p> <p>(退会) 第9条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。</p> <p>(除名) 第10条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会出席者の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。 この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければ</p>

<p style="text-align: center;">改正案 (下線部は追加・修正される部分)</p>	<p style="text-align: center;">現行規約 (下線部は削除される部分)</p>
<p>ならない。 <u>(1) この規約に違反したとき。</u> <u>(2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。</u></p> <p>第4章 <u>暫定的執行体制</u></p> <p><u>(本章の趣旨)</u> <u>第11条 本章は、この会の運営上の課題について、これを討議し解決することを目的として、この規約についての抜本的な改正がなされるまでの間、この会の暫定的な執行体制を定めるものとする。</u></p> <p><u>(班およびプロジェクト)</u> <u>第12条 この会に、班およびプロジェクトを置く。</u> <u>2 班およびプロジェクトの設置および廃止は、総会の議決による。</u> <u>3 会員は、単数または複数の班・プロジェクトに所属することができる。</u> <u>4 班・プロジェクトに所属する正会員を、世話人という。</u></p> <p><u>(役員)</u> <u>第13条 この会に、以下の役員を置く。</u></p>	<p>ならない。 2 この規約に違反したとき。 3 この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。</p> <p>第4章 役員</p> <p>(役員体制) 第11条 この団体に次の役員を置く。</p>

<p style="text-align: center;">改正案 (下線部は追加・修正される部分)</p>	<p style="text-align: center;">現行規約 (下線部は削除される部分)</p>
<p>(1) <u>代表世話人 各班よりそれぞれ2名、各プロジェクトよりそれぞれ1名。</u></p> <p>(2) <u>共同代表 2名以上。共同代表のうち1人以上は子どもを持つ親とする。</u></p> <p>(3) <u>監事 1名以上3名以下</u></p> <p><u>(選任)</u></p> <p><u>第14条 代表世話人は、各班および各プロジェクトからの推薦に基づき、総会で選任する。</u></p> <p><u>2 共同代表は、代表世話人による互選によって選任する。</u></p> <p><u>3 監事は、総会で選任する。</u></p> <p><u>(職務)</u></p> <p><u>第15条 共同代表は、この会を代表し、その業務を総理する。</u></p> <p><u>2 代表世話人は代表世話人会を構成し、その規約の定め及び代表世話人会の議決に基づき、この会の業務を執行する。</u></p> <p><u>3 監事は、次に掲げる職務を行う。</u></p> <p>(1) <u>代表世話人の業務執行の状況を監査すること。</u></p> <p>(2) <u>この会の財産の状況を監査すること。</u></p>	<p>(1) 役員 3人以上</p> <p>(2) 監事 1人以上3人以下。ただし、役員と兼任してはならない。</p> <p>(3) 役員の中から、代表副代表をおく。代表副代表のうち1人以上は子どもを持つ親とする。</p> <p><u>(選任等)</u></p> <p><u>第12条 役員及び監事は、総会において選任する。</u></p> <p><u>2 役員は正会員から選任する。</u></p> <p><u>(職務)</u></p> <p><u>第13条 代表は、この団体を代表し、その業務を総理する。</u></p> <p><u>2 副代表は、代表に事故ある時、その業務を代行する。</u></p> <p><u>3 役員は役員会を構成し、その規約の定め及び役員会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。</u></p> <p><u>4 監事は、次に掲げる職務を行う。</u></p> <p>(1) 役員の業務執行の状況を監査すること。</p> <p>(2) この会の財産の状況を監査すること。</p>

<p style="text-align: center;">改正案 (下線部は追加・修正される部分)</p>	<p style="text-align: center;">現行規約 (下線部は削除される部分)</p>
<p>(3) 前2号の規定による監査の結果、この会に業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。</p> <p>(5) <u>代表世話人の業務執行の状況又はこの会の財産の状況について、会員又は代表世話人に意見を述べ、若しくは総会又は代表世話人会の招集を請求すること。</u></p> <p><u>(代表世話人会)</u></p> <p><u>第16条 代表世話人会は、共同代表および代表世話人で構成する。</u></p> <p><u>2 代表世話人会は、以下の職務を執行する。</u></p> <p><u>(1) 総会に付議すべき事項</u></p> <p><u>(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項</u></p> <p><u>(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</u></p> <p><u>3 代表世話人会は次の各号に定められた際に開催される。</u></p> <p><u>(1) 共同代表が招集したとき。</u></p> <p><u>(2) 代表世話人3名以上が開催を請求したとき。</u></p> <p><u>(3) 監事より開催の請求があったとき。</u></p> <p><u>4 代表世話人会の議長は、代表世話人会に出席した代表世話人の</u></p>	<p>(3) 前2号の規定による監査の結果、この会に業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。</p> <p>(5) 役員<small>の業務執行の状況又はこの会の財産の状況について、会員又は役員に意見を述べ、若しくは総会又は役員会の招集を請求すること。</small></p>

<p style="text-align: center;">改正案 (下線部は追加・修正される部分)</p>	<p style="text-align: center;">現行規約 (下線部は削除される部分)</p>
<p><u>互選によって定める。</u></p> <p><u>5 代表世話人の議事は、代表世話人総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p><u>6 代表世話人の表決権は、平等なものとする。</u></p> <p><u>7 やむを得ない理由のため代表世話人会に出席できない代表世話人は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。</u></p> <p><u>8 前項の規定により表決した代表世話人は、代表世話人会に出席したものとみなす。</u></p> <p><u>9 代表世話人会の議決について、特別の利害関係を有する役員は、その議事の議決に加わることができない。</u></p> <p><u>10 代表世話人会の議事については、議事録を作成しなければならない。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第17条 役員任期は、次の通常総会の終結の時までとする。ただし、選任時の総会の議決により、これより短い任期を定めることを妨げない。</u></p>	<p><u>(任期等)</u></p> <p><u>第14条 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。</u></p> <p><u>2 補欠のため就任した役員任期は、前任者の任期の残存期間とする。</u></p> <p><u>3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</u></p>

<p style="text-align: center;">改正案 (下線部は追加・修正される部分)</p>	<p style="text-align: center;">現行規約 (下線部は削除される部分)</p>
<p>(事務局)</p> <p>第18条 この会に、事務局を置く。 2 事務局員は<u>共同</u>代表が任免する。</p> <p>第5章 総会</p>	<p>(欠員補充)</p> <p><u>第15条 役員のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。</u></p> <p>(解任)</p> <p>第16条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会出席者の3分の2以上の多数の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。 (2) 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があったとき。</p> <p>(事務局)</p> <p>第17条 この会に、事務局を置く。 2 事務局員は代表が任免する。</p> <p>第5章 総会</p>

<p style="text-align: center;">改正案 (下線部は追加・修正される部分)</p>	<p style="text-align: center;">現行規約 (下線部は削除される部分)</p>
<p>(種別) 第<u>19</u>条 この<u>会</u>の総会は、通常総会、及び臨時総会の2種とする。</p> <p>(構成) 第<u>20</u>条 総会は、正会員をもって構成する。</p> <p>(機能) 第<u>21</u>条 総会は、以下の事項について審議し議決する。 (1) 規約の制定及びその改廃 (2) 解散 (3) 活動計画及び収支予算並びにその変更 (4) 活動報告及び収支決算 (5) 役員を選任又は解任、職務の範囲 (6) 入会金及び会費の額 (7) その他の活動に関する重要事項</p> <p>(開催) 第<u>22</u>条 通常総会は毎年1回、開催する。 2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。</p>	<p>(種別) 第18条 この団体の総会は、通常総会、及び臨時総会の2種とする。</p> <p>(構成) 第19条 総会は、正会員をもって構成する。</p> <p>(機能) 第20条 総会は、以下の事項について審議し議決する。 (1) 規約の制定及びその改廃 (2) 解散 (3) 活動計画及び収支予算並びにその変更 (4) 活動報告及び収支決算 (5) 役員を選任又は解任、職務の範囲 (6) 入会金及び会費の額 (7) その他の活動に関する重要事項</p> <p>(開催) 第21条 通常総会は毎年1回、開催する。 2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。</p>

<p style="text-align: center;">改正案 (下線部は追加・修正される部分)</p>	<p style="text-align: center;">現行規約 (下線部は削除される部分)</p>
<p>(1) <u>代表世話人会又は監事</u>が必要と認め招集の請求をしたとき。</p> <p>(2) 正会員の3分の1以上から招集の請求があったとき。</p> <p>(3) <u>第15条</u>第3項第4号の規定により、監事から招集があったとき。</p> <p>(招集)</p> <p><u>第23条</u> 総会は前条第2項第3号の場合を除き、<u>共同代表</u>が招集する。</p> <p>2 <u>共同代表</u>は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び、審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに会員に通知しなければならない。</p> <p>(議長)</p> <p><u>第24条</u> 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。</p> <p>(定足数)</p> <p><u>第25条</u> 総会は、正会員数の2分の1以上の出席がなければ開会す</p>	<p>(1) 役員会が必要と認め招集の請求をしたとき。</p> <p>(2) 正会員の3分の1以上から招集の請求があったとき。</p> <p>(3) <u>第13条</u>第3項第4号の規定により、監事から招集があったとき。</p> <p>(招集)</p> <p><u>第22条</u> 総会は前条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。</p> <p>2 代表は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び、審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに会員に通知しなければならない。</p> <p>(議長)</p> <p><u>第23条</u> 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。</p> <p>(定足数)</p> <p><u>第24条</u> 総会は、正会員数の2分の1以上の出席がなければ開会</p>

<p style="text-align: center;">改正案 (下線部は追加・修正される部分)</p>	<p style="text-align: center;">現行規約 (下線部は削除される部分)</p>
<p>ることができない。</p> <p>(議決)</p> <p>第26条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 総会の議事は、この規約に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(表決権等)</p> <p>第27条 各会員の表決権は、平等なものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>3 前項の規定により表決した正会員は、第26条の適用については総会に出席したものとみなす。</p> <p>4 総会の議決については、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。</p> <p>(議事録)</p>	<p>することができない。</p> <p>(議決)</p> <p>第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 総会の議事は、この規約に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(表決権等)</p> <p>第26条 各会員の表決権は、平等なものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>3 前項の規定により表決した正会員は、第24条の適用については総会に出席したものとみなす。</p> <p>4 総会の議決については、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。</p> <p>(議事録)</p>

<p style="text-align: center;">改正案 (下線部は追加・修正される部分)</p>	<p style="text-align: center;">現行規約 (下線部は削除される部分)</p>
<p>第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 正会員総数及び出席者数（第27条第2項に規定する書面表決者または表決委任者がある場合については、その数を付記すること。）</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 正会員総数及び出席者数（第26条第2項に規定する書面表決者または表決委任者がある場合については、その数を付記すること。）</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。</p> <p><u>第6章 役員会</u></p> <p><u>(構成)</u></p> <p><u>第28条 役員会は、役員をもって構成する。</u></p> <p><u>(権能)</u></p> <p><u>第29条 役員会は、この規約で定めるものの他、次の事項を審議し議決する。</u></p>

<p style="text-align: center;">改正案 (下線部は追加・修正される部分)</p>	<p style="text-align: center;">現行規約 (下線部は削除される部分)</p>
	<p><u>(1) 総会に付議すべき事項</u></p> <p><u>(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項</u></p> <p><u>(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</u></p> <p><u>(開催)</u></p> <p><u>第30条 役員会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。</u></p> <p><u>(1) 代表が必要と認めたとき。</u></p> <p><u>(2) 役員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき。</u></p> <p><u>(3) 第13条3項第5号の規定により、監事から開催の請求があったとき。</u></p> <p><u>(招集)</u></p> <p><u>第31条 役員会は、前条第2号及び第3号の場合を除き、代表が招集する。</u></p> <p><u>2 代表は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に役員会を招集しなければならない。</u></p> <p><u>3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに役員に通知しなければならない。</u></p>

<p style="text-align: center;">改正案 (下線部は追加・修正される部分)</p>	<p style="text-align: center;">現行規約 (下線部は削除される部分)</p>
	<p><u>(議長)</u> <u>第32条 役員会の議長は、代表副代表のうちいずれか一人がこれに当たる。</u></p> <p><u>(議決)</u> <u>第33条 役員会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</u> <u>2 役員会の議事は、役員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p><u>(表決権等)</u> <u>第34条 各役員の表決権は、平等なものとする。</u> <u>2 やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。</u> <u>3 前項の規定により表決した役員は、役員会に出席したものとみなす。</u> <u>4 役員会の議決について、特別の利害関係を有する役員は、その議事の議決に加わることができない。</u></p>

<p style="text-align: center;">改正案 (下線部は追加・修正される部分)</p>	<p style="text-align: center;">現行規約 (下線部は削除される部分)</p>
<p>第6章 資産及び会計</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第29条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 設立当初から所有している資産</p> <p>(2) 入会金及び会費</p> <p>(3) 寄付金品</p> <p>(4) 財産から生じる収入</p> <p>(5) その他の収入</p> <p>(資産の管理)</p> <p>第30条 この会の資産は、<u>代表世話人会</u>が管理し、その方法は、総会の議決を経て、<u>代表世話人会</u>が別に定める。</p> <p>(収支予算)</p>	<p><u>(議事録等)</u></p> <p><u>第35条 役員会の議事については、議事録を作成しなければならない。</u></p> <p>第7章 資産及び会計</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第36条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 設立当初から所有している資産</p> <p>(2) 入会金及び会費</p> <p>(3) 寄付金品</p> <p>(4) 財産から生じる収入</p> <p>(5) その他の収入</p> <p>(資産の管理)</p> <p>第37条 この会の資産は、役員会が管理し、その方法は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。</p> <p>(収支予算)</p>

<p style="text-align: center;">改正案 (下線部は追加・修正される部分)</p>	<p style="text-align: center;">現行規約 (下線部は削除される部分)</p>
<p>第<u>3</u><u>1</u>条 この会の収支予算は、<u>代表世話人会</u>が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(暫定予算)</p> <p>第<u>3</u><u>2</u>条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、<u>代表世話人会</u>の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じた収支支出をすることができる。</p> <p>2 前条の収入支出は、予算が成立したときは、新たに成立した予算の収入支出とみなす。</p> <p>(予備費の設定及び使用)</p> <p>第<u>3</u><u>3</u>条 予見しがたい予算超過の場合の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。</p> <p>2 予備費を使用するときは、<u>代表世話人会</u>の議決を経なければならない。</p> <p>(予算の追加及び更正)</p> <p>第<u>3</u><u>4</u>条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。</p>	<p>第<u>3</u><u>8</u>条 この会の収支予算は、役員会が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(暫定予算)</p> <p>第<u>3</u><u>9</u>条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、役員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じた収支支出をすることができる。</p> <p>2 前条の収入支出は、予算が成立したときは、新たに成立した予算の収入支出とみなす。</p> <p>(予備費の設定及び使用)</p> <p>第<u>4</u><u>0</u>条 予見しがたい予算超過の場合の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。</p> <p>2 予備費を使用するときは、役員会の議決を経なければならない。</p> <p>(予算の追加及び更正)</p> <p>第<u>4</u><u>1</u>条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。</p>

<p style="text-align: center;">改正案 (下線部は追加・修正される部分)</p>	<p style="text-align: center;">現行規約 (下線部は削除される部分)</p>
<p>(会計報告及び会計監査報告)</p> <p>第<u>3</u><u>5</u>条 この会の会計報告及び会計監査報告等の決算に関する書類は、毎年度終了後、速やかに、<u>代表世話人会</u>が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 決算上余剰金が生じたときは、次年度に繰り越すものとする。</p> <p>(年度)</p> <p>第<u>3</u><u>6</u>条 この会の年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。</p> <p>第8章 規約の変更、解散</p> <p>(規約の変更)</p> <p>第<u>3</u><u>7</u>条 この会が規約を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の<u>3分の2以上</u>の多数による議決を経なければならない。</p> <p>(解散)</p> <p>第<u>3</u><u>8</u>条 この会は、次に掲げる事由により解散する。</p> <p>(1) 総会の決議</p> <p>(2) 会員の欠亡</p>	<p>(会計報告及び会計監査報告)</p> <p>第42条 この会の会計報告及び会計監査報告等の決算に関する書類は、毎年度終了後、速やかに、役員会が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 決算上余剰金が生じたときは、次年度に繰り越すものとする。</p> <p>(年度)</p> <p>第43条 この会の年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。</p> <p>第8章 規約の変更、解散</p> <p>(規約の変更)</p> <p>第44条 この会が規約を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。</p> <p>(解散)</p> <p>第45条 この会は、次に掲げる事由により解散する。</p> <p>(1) 総会の決議</p> <p>(2) 会員の欠亡</p>

<p style="text-align: center;">改正案 (下線部は追加・修正される部分)</p>	<p style="text-align: center;">現行規約 (下線部は削除される部分)</p>
<p>2 前項第1号の事由によりこの会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第<u>39</u>条 この会が解散したときに残存する財産の帰属は、解散総会において決定する。</p> <p>第9章 雑則</p> <p>(細則)</p> <p>第<u>40</u>条 この規約の施行について必要な細則は、<u>代表世話人会</u>の議決を経て、<u>共同代表</u>がこれを定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、2011年度の総会において可決された日から施行する。</p> <p>2 この規約は、<u>2013年6月9日</u>から施行する。</p>	<p>2 前項第1号の事由によりこの会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第46条 この会が解散したときに残存する財産の帰属は、解散総会において決定する。</p> <p>第9章 雑則</p> <p>(細則)</p> <p>第47条 この規約の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、代表がこれを定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、2011年度の総会において可決された日から施行する。</p>